

地域の取組方針にもとづく対策の実施状況

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、気象庁、群馬県

減災のための地域共通の取組（10取組28項目）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組1 迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化		主体	第1期	第2期
	県・市町村は、水害ホットラインを構築する。	県・市町村	R3	R8
	県・市町村は、水害対応タイムラインを作成する。	県・市町村	R3	R8
	県は、ダムの異常洪水時防災操作を想定した浸水想定区域図を策定する。 市町村は、これをもとに水害ハザードマップ、水害対応タイムラインを作成する。	県	新規	R8
取組2 流域住民への迅速な情報提供を促進		主体	第1期	第2期
	県は、Lアラートの基盤を整備し、防災関係機関が連携して、緊急防災情報の提供を行う。	県	R3	R8
	県は、河川監視カメラを整備し、インターネットでの一般公開を行う。	県	R3	R8
	県は、危機管理型水位計を整備し、インターネットでの一般公開を行う。	県	R3	R8
取組3 水害リスク情報を踏まえた防災計画等の点検、見直し		主体	第1期	第2期
	市町村は、洪水浸水想定区域について、避難情報の発令基準を定める。 県は、洪水に関する情報を提供し協力する。	市町村	R3	R8
	市町村は、家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立退き避難とする計画を立案する。	市町村	R3	R8
	県・市町村は、管理道路について、避難の際に危険な箇所を把握する。	県・市町村	R3	R8
	市町村は、上記区域内について避難経路の点検を行う。 県は、県道等の危険箇所の情報を提供し、協力する。	市町村	R3	R8

減災のための地域共通の取組（10取組28項目）

○避難計画・重要施設の管理者との連携等に関する事項

取組4 要配慮者利用施設等の支援		主体	第1期	第2期
	市町村は、要配慮者利用施設を確認し、市町村地域防災計画に位置づける。	市町村	R3	R8
	県・市町村は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成等に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。	県・市町村	R3	R8
	市町村は、避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発を行う。	市町村	R3	R8
	市町村は、要配慮者利用施設の避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。	市町村	新規	R8
取組5 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し		主体	第1期	第2期
	市町村にて、水害ハザードマップの見直しを行う。	市町村	R3	R8
	市町村は、水災害にかかわる防災情報（まるごとまちごとハザードマップ）を整備する。	市町村	新規	R8
取組6 防災情報の理解促進		主体	第1期	第2期
	県・市町村は、小中学校等における防災教育を実施する。	県・市町村	R3	R8
	県・市町村は、住民等への防災知識の普及活動（防災訓練、防災講習会）を行う。	県・市町村	R3	R8
	県・市町村は、水害リスクのある全ての住民にマイ・タイムラインを作成してもらうための普及活動(説明会等)を行う。	県・市町村	新規	R8

減災のための地域共通の取組（10取組28項目）

○ 水防に関する事項

取組7 実効的な水防活動体制の強化		主体	第1期	第2期
	市町村は、水防団の機動的な対応を計画に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。	市町村	毎年実施	毎年実施
	県・市町村・水防団は、関係機関と連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。	県・市町村・水防団	毎年実施	毎年実施
	県・市町村・水防団は、地域住民と重要水防箇所等の合同点検を実施する。	県・市町村・水防団	毎年実施	毎年実施
	県・市町村は、水防団（消防団）員の確保のための取組を進める。	市町村	随時実施	随時実施
取組8 水防資機材の確保		主体	第1期	第2期
	県・市町村は、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。	県・市町村	R3	R8

○ 排水に関する事項

取組9 排水への備え		主体	第1期	第2期
	県・市町村は、排水ポンプ車等を有する関係機関と、浸水継続時間等に関する情報を共有する。	県・市町村	R3	R8
	市町村は、排水ポンプ出動要請の連絡体制を整備する。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。	市町村	R3	R8

○ 河川管理施設の整備に関する事項

取組10 河川整備の実施		主体	第1期	第2期
	県は、河川整備計画に基づき、洪水を安全に流下させる対策（堤防整備等）を行う。	県	R3	R8
	県は、重要インフラの機能確保として防災施設の整備等の実施状況や今後の予定の共有を行う。	県	随時実施	随時実施

地域部会名	市町村名	取組1 迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化			取組3 水害リスク情報を踏まえた防災計画等の点検、見直し					取組4 要配慮者利用施設等の支援				取組5 水害リスク情報を踏まえた防災計画点検、見直し		取組6 防災情報の理解促進		取組7 実効的な水防活動体制の強化		取組8 水防資機材の確保
		①水害ホットラインを構築する。	②中小河川を含めた水害対応タイムラインを作成する。	③ダムの異常洪水時防災操作を想定した水害ハザードマップ、水害対応タイムラインを作成する。	①洪水浸水想定区域（中小河川を含む）について、避難情報の発令基準を定める。	②-1地域防災計画に家屋倒壊等氾濫想定区域について原則的に立退き避難とすることを定める。	②-2ハザードマップに家屋倒壊等氾濫想定区域を記載する。	③管理道路について、避難の際に危険な箇所を把握する。	④管理道路について、避難経路の点検を行う。	①地域防災計画に浸水想定区域内にあり避難確保計画を作成する必要がある要配慮者利用施設を位置づける。	②地域防災計画に位置づけている要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を行う。	③避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発を行う。	④要配慮者利用施設の避難について、施設職員だけで対応することが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。	①想定最大規模降雨の浸水想定区域の変更、中小河川の追加に伴い、水害ハザードマップの整備を行う。	②水災害に関わる防災情報（まるごとまちごとハザードマップ）を整備する。	①浸水想定区域内にある全ての小中学校について防災教育を実施する。	②住民等への防災知識の普及活動（防災訓練、防災講習会）を行う。	①水防計画に水防情報の発表基準、水防団の出動体制等を定める。	②関係機関と連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。	①水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。
目標年度		R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度	R8年度
達成状況		35/35（市町村）	12/32（市町村）	1/4（市町村）	13/32（市町村）	15/18（市町村）	18/18（市町村）	26/34（市町村）	25/34（市町村）	19/21（市町村）	25/27（市町村）	31/34（市町村）	17/継続実施	31/35（市町村）	13/継続実施	13/継続実施	30/35（市町村）	28/34（市町村）	28/34（市町村）	24/34（市町村）
達成目標		35（市町村）	32（市町村）	4（市町村）	32（市町村）	18（市町村）	18（市町村）	34（市町村）	34（市町村）	21（市町村）	27（市町村）	34（市町村）	継続実施	35（市町村）	継続実施	継続実施	35（市町村）	34（市町村）	34（市町村）	34（市町村）
北群馬郡	前橋市	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	未定	一部実施	○	○	○	○
	渋川市	○	R6.12	－	○	○	○	○	○	○	○	○	未定	○	○	○	○	○	○	○
	榛東村	○	R8.3	－	R7.3	－	－	○	○	未定	未定	○	未定	○	R9.3	R7.3	○	R8.3	R8.3	R8.3
佐波伊勢崎	吉岡町	○	○	－	○	○	○	○	○	－	－	○	－	○	未定	－	○	○	○	○
	伊勢崎市	○	○	－	R7.3	○	○	○	○	○	○	○	R9.3	○	○	R9.3	○	○	○	○
	玉村町	○	R7.3	－	○	○	○	○	○	○	○	○	未定	○	未定	未定	○	○	○	○
多野藤岡	高崎市	○	○	－	R7.3	○	○	○	○	○	○	○	R7.3	○	一部実施	一部実施	○	○	○	○
	藤岡市	○	○	－	○	R9.3	○	R9.3	R9.3	○	○	○	○	○	○	R9.3	○	○	○	R9.3
	上野村	○	R9.3	－	R7.3	－	－	R9.3	R9.3	－	○	○	○	○	R9.3	－	○	○	○	R9.3
甘楽富岡	神流町	○	○	○	R6.12	－	－	○	○	－	○	○	○	○	R9.3	－	○	○	○	R9.3
	富岡市	○	R9.3	－	R9.3	未定	○	R9.3	R9.3	○	○	○	R9.3	○	R9.3	○	○	○	○	○
	下仁田町	○	R7.3	R8.3	○	未定	○	R8.3	R8.3	○	○	○	○	○	R8.3	R7.3	R7.3	○	○	R8.3
	南牧村	○	R9.3	R9.3	R9.3	－	－	R9.3	R9.3	－	○	○	○	R9.3	R9.3	－	○	○	○	○
安中	甘楽町	○	R7.3	－	R7.3	－	－	○	○	－	－	○	R6.7	○	未定	－	○	○	○	○
	安中市	○	R8.3	－	R7.3	○	○	○	○	○	○	○	時期未定	○	未定	○	○	○	○	○
吾妻	中之条町	○	○	－	R9.3	－	－	○	○	－	－	○	－	○	○	－	○	○	－	○
	長野原町	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	未定	未定	○	○	－	○	未定	○	○
	嬬恋村	○	R7.3	－	R7.3	－	－	○	○	R7.3	○	○	○	○	未定	○	○	○	R7.3	○
	草津町	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	○	○	○	○	R7.3	R7.3	○	R7.3	○
	高山村	○	R7.3	－	R7.3	－	－	○	○	－	－	○	○	○	未定	－	○	未定	未定	○
利根沼田	東吾妻町	○	－	－	－	－	－	○	○	－	－	未定	未定	○	未定	－	○	○	未定	○
	沼田市	○	R9.3	－	R9.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－	○	○
	片品村	○	○	－	○	－	－	○	○	－	○	○	○	○	－	－	○	未定	○	○
	川場村	○	R9.3	－	R9.3	－	－	○	○	－	－	○	○	○	○	R9.3	○	○	○	○
	昭和村	○	R9.3	－	○	－	－	R9.3	R9.3	－	○	○	○	○	－	R9.3	R9.3	未定	未定	R9.3
桐生みどり	みなかみ町	○	R9.3	－	R9.3	○	○	○	○	○	R7.3	○	○	○	R9.3	○	○	○	○	○
	太田市	○	R9.3	－	R9.3	○	○	○	R9.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	桐生市	○	R9.3	R9.3	R9.3	○	○	R9.3	R9.3	○	○	○	R9.3	R9.3	○	○	○	○	○	○
邑楽館林	みどり市	○	R9.3	－	R9.3	－	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－	○	○	○	－
	館林市	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	検討中	○	未定	○	○	○	○	検討中
	板倉町	○	R7.3	－	R7.3	○	○	○	○	○	○	○	R7.3	○	○	○	○	○	○	R7.3
	明和町	○	R7.3	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R8.3	未実施	○	○	○	○	○
	千代田町	○	○	－	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
邑楽	大泉町	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	邑楽町	○	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	R8.3	○	○	○	○	○	○

【凡例】 実施済：○、実施予定：R7.XX、対象外